

附件二

有關額外印花稅、買家印花稅及雙倍從價印花稅個案按月的分項數字表列如下：

月份	額外印花稅 (註 1)		買家印花稅 (註 2)		雙倍從價印花稅 (註 3)	
	交易宗數	稅收總額 (百萬元)	交易宗數	稅收總額 (百萬元)	交易宗數	稅收總額 (百萬元)
2011年7月	12	2.8	-	-	-	-
2011年8月	17	5.5	-	-	-	-
2011年9月	7	2.5	-	-	-	-
2011年10月	19	6.4	-	-	-	-
2011年11月	15	2.7	-	-	-	-
2011年12月	11	2.8	-	-	-	-
2012年1月	17	6.9	-	-	-	-
2012年2月	19	3.4	-	-	-	-
2012年3月	108	18.5	-	-	-	-
2012年4月	93	15.3	-	-	-	-
2012年5月	123	17.7	-	-	-	-
2012年6月	139	25.0	-	-	-	-
2012年7月	112	15.9	-	-	-	-
2012年8月	211	37.1	-	-	-	-
2012年9月	237	37.0	-	-	-	-
2012年10月	292	49.3	-	-	-	-
2012年11月	254	49.1	-	-	-	-
2012年12月	150	30.9	-	-	-	-
2013年1月	187	37.7	-	-	-	-
2013年2月	160	32.6	-	-	-	-
2013年3月	157	35.7	-	-	-	-
2013年4月	117	23.5	-	-	-	-
2013年5月	131	21.6	-	-	-	-
2013年6月	140	26.9	-	-	-	-
2013年7月	119	21.9	-	-	-	-
2013年8月	111	25.1	-	-	-	-
2013年9月	95	17.8	-	-	-	-
2013年10月	100	18.4	-	-	-	-
2013年11月	70	11.5	-	-	-	-
2013年12月	91	17.2	-	-	-	-
2014年1月	70	16.5	-	-	-	-
2014年2月	43	7.3	-	-	-	-

2014年3月	46	11.9	1 827	3,310.5	-	-
2014年4月	65	16.8	2 139	2,575.8	-	-
2014年5月	64	16.8	293	569.1	-	-
2014年6月	42	10.0	205	341.9	-	-
2014年7月	36	7.2	370	904.3	21	6.5
2014年8月	38	12.4	266	568.3	2 213	964.5
2014年9月	55	15.9	340	665.7	4 943	2,145.7
2014年10月	38	10.1	266	790.3	4 369	2,386.9
2014年11月	27	8.4	177	364.5	3 673	1,543.3
2014年12月	47	19.1	194	403.2	4 061	1,699.5
2015年1月	58	30.6	276	1,446.5	4 586	2,102.3
2015年2月	56	21.2	195	392.1	4 473	1,423.8
2015年3月	63	34.3	245	605.6	3 706	1,599.6
2015年4月	49	17.5	223	499.5	3 962	1,751.0
2015年5月	51	16.3	147	393.8	3 664	1,530.1
2015年6月	54	21.4	204	473.3	4 544	2,154.3
2015年7月	84	33.9	260	606.9	4 145	2,157.8
2015年8月	68	31.1	139	400.4	3 074	1,322.9
2015年9月	45	18.8	179	287.7	2 952	1,191.2
2015年10月	36	15.1	245	424.0	2 870	922.2
2015年11月	41	17.8	240	497.5	3 518	1,966.3
2015年12月	43	15.6	247	447.2	3 233	1,321.7
2016年1月	30	10.6	98	205.1	1 763	704.7
2016年2月	22	8.4	62	316.3	1 577	728.8

註 1

額外印花稅由 2010 年 11 月 20 日起適用。有關的修訂條例於 2011 年 6 月 30 日刊憲，而印花稅署於 2011 年 7 月起向須繳付額外印花稅的住宅物業交易收取該稅項，包括自 2010 年 11 月 20 日至有關修訂條例刊憲期間的相關交易。

其後，政府於 2012 年 10 月 26 日宣布，自 2012 年 10 月 27 日起調高額外印花稅的稅率及延長須繳納額外印花稅的物業持有期。有關的修訂條例於 2014 年 2 月 28 日刊憲，而印花稅署亦由 2014 年 3 月起向須繳付加強額外印花稅的住宅物業交易徵收該稅項，包括自 2012 年 10 月 27 日至有關修訂條例刊憲期間的相關交易。

註 2

買家印花稅由 2012 年 10 月 27 日起適用。有關的修訂條例於

2014 年 2 月 28 日刊憲，而印花稅署亦由 2014 年 3 月起向須繳付買家印花稅的住宅物業交易徵收該稅項，包括自 2012 年 10 月 27 日至有關修訂條例刊憲期間作出的相關交易（2014 年 3 月及 4 月的數字包括處理該段期間的個案）。

註 3

從價印花稅的第 1 標準稅率由 2013 年 2 月 23 日起適用。有關的修訂條例於 2014 年 7 月 25 日刊憲，而印花稅署亦由刊憲日起向須按第 1 標準稅率繳付從價印花稅的住宅及非住宅物業交易徵收該稅項。上表開列的數目為 2014 年 7 月 25 日及以後簽立的物業轉讓文書須按第 1 標準徵收從價印花稅的宗數及款額。至於在 2013 年 2 月 23 日至 2014 年 7 月 24 日期間（過渡期）簽立並申請加蓋印花的物業交易文書，均先按照原法例內舊有的稅率來處理。其後，印花稅署在該修訂條例刊憲後，才就所有於過渡期簽立而須按第 1 標準稅率繳納從價印花稅的文書追收附加印花稅。

上表沒有包括過渡期內簽立並申請加蓋印花約 49 000 宗須繳交雙倍從價印花稅的物業交易文書，涉及共 118 億元的款額。由於有關款額於刊憲日後追收，收款日期與物業交易日期並不對應，印花稅署沒有就這類個案根據交易日期備存按月宗數。